

## 令和6年度 広島県相談支援従事者現任研修 応募要領

※本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格更新研修ではありません。

### 1 目的

地域の障害者などの意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援などの援助技術の習得や、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県

研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会

### 3 実施方法

講義1日目 講義は **eラーニング**にて実施します。

- ・配信期間内に研修動画を視聴し、課題レポートを提出します。

詳細は、受講決定通知にて、お知らせします。

- ・未視聴 及び 課題レポート未提出 の場合は受講不可となります。

受講（視聴）状況は事務局にて確認します。

演習2～4日目 演習は**会場開催**とします。概ね9:30～18:00で実施予定。

- ・受講決定通知において指定するいずれかの日程・会場で受講してください。

当研修は実習があります。下記項目「5 実習について」をお読みください。

### 4 研修日程

この研修は4日間です。研修の途中で、会場を変更することはできません。

		日程	会場	定員
広島 会場 ①	講義1日目	【配信期間】 5月20日(月)～6月14日(金)	eラーニング	320名
	演習	2日目	6月18日(火) 広島産業会館西展示場 第2展示場 (広島市南区比治山本町16-31)	
		3日目	8月27日(火) 広島産業会館西展示場 第2展示場 (広島市南区比治山本町16-31)	
		4日目	10月29日(火) 広島産業会館西展示場 第1展示場 (広島市南区比治山本町16-31)	
福山 会場 ②	講義1日目	【配信期間】 5月20日(月)～6月14日(金)	eラーニング	80名
	演習	2日目	6月25日(火) 福山商工会議所101会議室 (福山市西町2-10-1)	
		3日目	8月30日(金) 福山商工会議所101会議室 (福山市西町2-10-1)	
		4日目	10月31日(木) 福山商工会議所101会議室 (福山市西町2-10-1)	

**福山会場② 受講希望の方**

定員を超過した場合、会場変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
広島会場で受講できない方は、必ず理由を申込フォーム所定の欄にご記入ください。  
記入の無い方は、広島会場①へ変更可能であると判断いたします。

**5 実習について**

令和2年度から、基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所等で、自身の作成した課題について助言・指導を受けることや自立支援協議会への参加体験等を行うことが必要となりました。

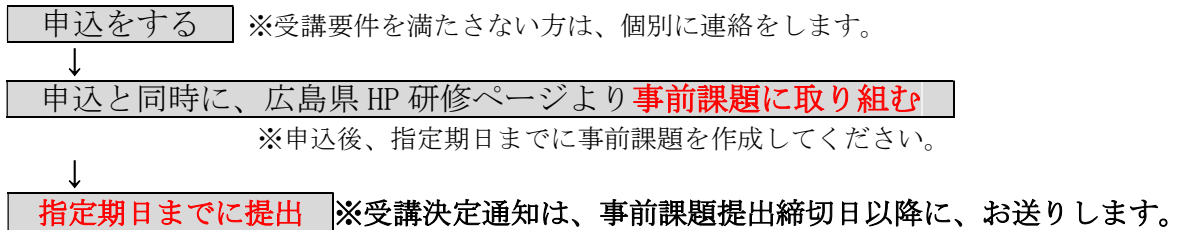
実習に関する詳細は、研修の中でガイダンスを行います。（実習先は、事務局で決定します。）

※指定期日までに、実習先への課題未提出や実習を受けなかった場合は、研修を継続できません。

実習	受入期間（日程・実習先は個別にお知らせします）
インターバル実習Ⅰ《基幹相談等》	[演習2日目と3日目の間の期間] 7月1日～7月31日（予定）の間で指定された日時
インターバル実習Ⅱ《市町協議会》	[演習3日目と4日目の間の期間] 9月1日～9月30日（予定）の間で指定された日時

**6 事前課題について**

この研修の受講には、**事前課題の提出が必要**です。  
指定期日までに課題の提出が無い場合は受講不可となります。



事前課題 URL	事前課題送信期限 (申込期限と同じ)
広島県ホームページ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin06.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin06.html</a>	5月15日(水) 17:00 まで

**7 受講要件**

(1) 次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア	● 相談支援専門員として従事しようとする者						
イ	● 令和6年度が現任研修の受講期限である者。 ※原則、令和7年度以降が現任研修の受講期限の方は、受講要件・必要書類が異なるため受講対象外とします。やむを得ない事情がある場合はお申し出ください。  【詳細（下記区分のいずれかに該当すること）】※初任者研修を起算として5年ごとに受講						
	<table border="1"><tbody><tr><td>区分1</td><td>令和元年度に初任者研修（5日間）を修了した者</td></tr><tr><td>区分2</td><td>平成26年度に初任者研修（5日間）を修了し、かつ、令和元年度末までに現任研修を修了した者</td></tr><tr><td>区分3</td><td>平成21年度に初任者研修（5日間）を修了し、かつ、平成26年度から令和元年度末までの間に現任研修を修了した者</td></tr></tbody></table>	区分1	令和元年度に初任者研修（5日間）を修了した者	区分2	平成26年度に初任者研修（5日間）を修了し、かつ、令和元年度末までに現任研修を修了した者	区分3	平成21年度に初任者研修（5日間）を修了し、かつ、平成26年度から令和元年度末までの間に現任研修を修了した者
区分1	令和元年度に初任者研修（5日間）を修了した者						
区分2	平成26年度に初任者研修（5日間）を修了し、かつ、令和元年度末までに現任研修を修了した者						
区分3	平成21年度に初任者研修（5日間）を修了し、かつ、平成26年度から令和元年度末までの間に現任研修を修了した者						

ウ	● 広島県内に本部もしくは支所・事業所を持つ法人（所属もしくは所属予定等の法人）からの推薦が得られる者。ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人からの申し込みは不可</span>
エ	● 県が定める事前課題を自らが作成・提出し、実施主体による審査の上で受理された者。

### 留意事項

- 指定期日までに課題未提出、また受講費用未納の場合は、受講不可とします。
- 申込締切後の推薦法人は変更できません。退職等により、申込推薦法人からの推薦が得られなくなった場合は、当該研修の受講及び修了は認められません。
- 研修修了後に受講要件を満たさないことが発覚した場合は、修了証書を返却していただくことがあります。

## 8 受講費用

### 1人20,000円

振込先などの詳細はメールでお送りする「受講決定通知」にてお知らせしますので、受講決定後にお支払ってください。

受講決定通知書記載の指定期日までに振込が無い場合は受講不可とします。

受講費用納入後は、いかなる場合も返金はできません。

## 9 受講申込みについて

### (1) 申込み方法

広島県ホームページに掲載の**申込フォーム**より申込みをしてください。

郵送、FAX、持ち込みによる提出は受け付けません。

申込フォーム／必要様式 掲載ページ URL	申込締切（事前課題期限と同じ）
広島県ホームページ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin06.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin06.html</a>	5月15日(水) 17:00まで

※申込フォームの送信後、申込者メールアドレス宛のみに申込完了メールが自動返信されます。メールが届かない場合はメールアドレスに誤りがある可能性がありますので、研修事務局まで連絡してください。連絡も無く、受講決定後に問い合わせがあった場合は、申込の受付はできません。必ず自動返信される申込完了メールを確認してください。（研修事務局 TEL：082-275-5445）

### (2) 必要書類

必要様式は広島県ホームページに掲載しています。

① 受講推薦（申込）書 申込フォーム

② 添付書類 申込フォーム所定の欄に添付してください。  
提出物については漏れの無いように、必ず次の表で確認（）をした上でお申込みください。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	様式
<input type="checkbox"/> 【全員提出】	ア	<input type="checkbox"/> 【全員提出】 相談支援従事者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">初任者研修</span> の修了証書の写し

【現任研修了者】 <input type="checkbox"/>	イ	【平成 21 年度・26 年度の初任者研修修了者のみ】 ※現任研修修了者 最新の相談支援従事者 <b>現任研修</b> の修了証書の写し
<input type="checkbox"/>	ウ	【合理的配慮を要する場合のみ】 合理的配慮申出書
<input type="checkbox"/>	エ	【修了証書の名前が異なる場合のみ】 戸籍抄本 (運転免許証や健康保険証等、公的に現在の名前を証明できる書類であれば可)

① 申込フォーム について

- ◆受講要件及び広島県ホームページ掲載の資料を十分に確認した上で申込みください。
- ◆添付書類の PDF 等データを、事前に (パソコン上に) 準備した上で入力開始してください。
- ◆申込フォームの記載をもって受講推薦(申込)書とします。
- ◆記入必須の項目については、間違いや漏れの無いようにしてください。
- ◆**氏名の漢字、生年月日は 申込フォーム に記載のとおり修了証書に印字されますので、間違いのないよう入力してください。**
- ◆メールアドレス記入欄は、間違いのないよう記載してください。  

@docomo.ne.jp @ezweb.ne.jp などの携帯キャリアメールでは、データを受け取れません。
- ◆受講対象外年度の方は(資格失効していないこと)、必ず事前に事務局へお問い合わせください。
- ◆連絡事項等があれば、備考欄に記入してください。

② 添付書類 について

- ◆原則、**PDF 形式にて** 申込フォームに添付してください。  
 ※必要書類が揃っていない場合は **【不足書類申出書】** を添付してください。  
 不足書類は忘れないよう、必ず後日提出してください。

修了証書紛失等の場合は、以下の URL より研修修了証明書の申請手続きをしてください。

「相談支援従事者研修・サビ児管研修の研修修了証明書の発行について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/saihakkou.html>

## 10 受講決定

受講が決定した者には、「受講決定通知」をメールにてお送りいたします。

受講決定通知日	方法
5月17日(金)までにメールで通知します	<b>申込者メールアドレス</b> 及び <b>受講者本人アドレス</b> へメールします。

※メールが届かない方は、必ず研修事務局まで連絡してください。(研修事務局 TEL: 082-275-5445)

## 11 問い合わせ

申込みや研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

問い合わせ先	電話番号/受付時間	メールアドレス
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局	082-275-5445 平日 9:00~17:00	web@satukikai.com

毎年問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。応募要領及び広島県ホームページを確認いただいたうえで、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

## 12 テキストについて

この研修では、中央法規出版の「障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」を使用します。お持ちでない方は購入してください。

詳細は「現任研修テキストについて」をご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin06.html>

## 13 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

- (1) 広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者
- (2) 期日までに全ての課題を研修事務局へ提出し、内容が適切と認められた者

課題未提出等、県が適切でないと判断した者には修了証書の交付はできません。

## 14 その他

### (1) 遅刻について

講義の開始から30分以上遅れた者は欠席とみなし、それ以降の講義を受講不可とします。ただし公共交通機関の乱れ等、県がやむを得ない事情であると判断する場合を除きます。遅刻・欠席の場合は、必ず研修事務局へ連絡してください。

#### ① 30分以内の遅刻

講義の進行状況によって、受講していない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

#### ② 30分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。遅れる場合は、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取りの上受講の可否を決定させていただきます。受講していない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

(2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等、県が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

(3) 個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切に取り扱います。

(4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。